報告要旨:吉澤 卓哉

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容 --インシュアテックが保険制度における「信頼」に与える影響--

京都産業大学 吉澤 卓哉

1.保険制度における「信頼」

保険は、その制度の性質上、信頼(トラスト)の存在を前提とする。そこで予定されている「信頼」とは、「保険者の保険契約者に対する信頼」と「保険契約者の保険者に対する信頼」から成る。

(1) 保険者の保険契約者に対する信頼

保険は、多数の保険契約者が抱える同種のリスクを保険者が引き受ける経済的な仕組みであり、保険契約者が抱えるリスクを保険者が正しく評価することを前提条件としている。また、保険給付は、保険事故が発生し、かつ、保険事故や発生損害の内容等を被保険者や保険金受取人等が保険者に対して正しく通知・説明することを前提としている。

しかしながら、この前提条件を保障する仕組みは内在しておらず、それゆえに保険者は保険契約者を信頼することができない状況にある。具体的には、第1に、保険契約者は、自身に設定される保険料を低下させんがために、自身が抱えるリスクを保険者に過小評価させようとするインセンティブを持っている。換言すると、保険契約者は、自身に関するリスク情報を、自発的かつ正確に保険者に対して提供するインセンティブを持たないところに問題の根本原因がある。そのため、保険者は、保険契約者によるリスク情報開示に信頼を置くことができないのである。だからこそ、保険者は告知義務違反に対する制裁(契約解除権や保険者免責)を用意して、保険契約者による正しい告知を確保すべく努めることになる。また、保険法においても、同様の規整がデフォルト・ルールとして用意されている(保険法28条、31条2項1号、55条、59条2項1号、84条、88条2項1号)。

第2に、保険契約締結後において、保険契約者が保険給付の不正請求を行う可能性がある。モラル・ リスクと呼ばれている問題である。そのため、保険契約締結後も、保険者は保険契約者を簡単には信頼で きないのである。

(2)保険契約者の保険者に対する信頼

一方、保険契約者は、特に保険給付の履行に関して、保険者を信頼することができない状況にある。 具体的には、第1に、保険契約者は、保険料の支払と同時に(すなわち、同時履行として)、保険給付 (保険金支払)を受ける訳ではない。保険給付は、一般に保険料支払よりも後になされるものである。

第2に、保険給付がなされるか否かは確定していない(ただし、終身保険では、免責条項に抵触したり しない限り、定額の死亡保険金が給付されることが確定している)。しかも、保険給付がなされるか否かが 確定するのは、保険契約締結から随分と時間が経ってからである(特に生命保険契約では長期となる)。 報告要旨:吉澤 卓哉

第3に、将来において(保険)事故が発生した際に、果たして保険給付の対象となるか否かが一義的に明確ではないことが多い。たとえば、定額保険である死亡保険の被保険者が死亡したとしても、自殺であれば一定期間は保険者免責となるので死亡の原因が自殺によるものか否かが問題となり得るし、告知義務に違反して保険契約が締結されていた場合には、当該告知義務違反の事実に基づかずに死亡したか否かが問題となり得る(因果関係特則。保険法59条2項1号但書)。

第4に、保険給付に関して、保険者が誠実に行動することが制度的には保障されていない。保険契約者は、保険給付の可否および内容について、自身では正確な判断ができないことが多いので保険者を信頼せざるを得ないものの、保険者が誠実に行動する(すなわち、適切かつ迅速な保険給付を行う)とは限らないのである(たとえば、2005年~2007年にかけて顕在化した、いわゆる「保険金の支払漏れ(あるいは、保険金の不払)問題」参照)。

2.情報社会の急速な進展による「信頼」の変容

このように保険は信頼に立脚した制度であるにも関わらず、現実には保険契約者および保険者間における信頼が十分に確立しているとは言い難い状況にある。そのような中、昨今の情報社会の急速な進展をもたらす技術を保険業で利活用するインシュアテック(InsurTech)によって、保険における信頼のあり方が大きく変容しようとしている。

(1)保険者の保険契約者に対する信頼

(2)保険契約者の保険者に対する信頼

3.保険法学・保険経済学の新たな方向性

昨今の情報社会の急速な進展によって、必ずしも「保険者の保険契約者に対する信頼」や「保険契約者の保険者に対する信頼」を基礎としない保険制度が出現しつつある(前述2)。そのような保険制度に関しては、従来の保険法学や保険経済学の前提条件が崩れるものであり、新たな保険法学や保険経済学の構築が必要となっている。すなわち、学界としては、「保険者の保険契約者に対する信頼」や「保険契約者の保険者に対する信頼」を基礎としない新しい保険制度に関して、それに適合する新しい保険法学や新しい保険経済学を提示することが求められていると言えよう。

(1)保険法学

(2)保険経済学